

政務調査研究視察 報告書 平成 21 年 10 月 19 日提出

視 察 日	平成 21 年 10 月 15 日 (水)
視 察 先	愛知県知立市
視 察 内 容	障害福祉施策について
視 察 者	(視察議員) 小野正明 新海正春 鈴木雅登
知立市	<p>平成 18 年に障害者自立支援法が施行され、3 障害一体の障害者施策が実施に移され、障害の種別に関わらず障害のある人が必要とする福祉サービスを利用できるように仕組みが一元化された。それを受けて必要な福祉サービスや支援の提供体制の確保を計画的に行うために、福祉サービスごとの利用見込み量とその見込みを確保するための方策を定める「障害福祉計画」の策定が市町村に義務付けられている。以上を背景として、知立市における第 2 けやき作業所が 20 年にオープンした。この施設は喫茶店であり、コーヒーやパンを健常者のお客に対して障害者の店員が生産・販売をする場である。こうした健常者と障害者が交わることや賃金を得ることで、障害者の自立を支援していこうとする目的がある。この施設をオープンさせるまでには以下の 3 つの事柄が必要である。</p> <p>① 建物建設の用地の確保 ②建設するための資金の用意 ③施設運営の継続 そのいずれにおいても知立市においては行政の果たす貢献度が非常に高い。</p> <p>① については用地を市が用意 ②については約 2 億円の建設費を国・県の負担 1 億 1 千万円 知立市負担約 9000 万円 自己負担 約 31 万円 ③についても年間の運営費に対しての補助金を拠出している。このように福祉施設建設・運営に対する知立市の貢献は非常に高いものと言える。以上のような喫茶店でコーヒーや紅茶・パンと飲み物をセットにしたメニューや焼き立てパンやクッキーの販売もしている。メニューも安価で、たとえばコーヒーは 250 円などと、お客からの好評を得ており、かなりのにぎわいがある。</p>
	<p>〔感想・岡崎市への反映〕</p> <p>① 建設用地の手当てについては、施設の建設場所が都市計画法上の農業振興地域にあり、愛知県への適用除外申請を経て、建物建設の許可を得ている。</p> <p>② 建物建設に関する負担は全体の半分程度は国や愛知県がもっている。そして、残りのほとんどの費用を知立市が負担しているとのことであり、自己資金の出資は 31 万円程度となっている。非常に大きな行政としての支援があることが特徴</p> <p>③ 知立市においては、施設の運営費への公費投入も行われている。</p> <p>また、パンの販売ルートには知立市立保育園・幼稚園や公民館・市役所での販売も行われている。通常は公共施設における物品販売は、その許可が得にくいものと考えられるが、知立市においては職員互助会が間借りしている場所を借りることによって、公共施設における販売を可能としているのも協力の具体例として特筆されるべきである。</p> <p>知立市に比べると人口も多く、福祉施策もすでにより充実している岡崎市ではあるが、障害者自立支援法が施行後、様々な福祉施策が変更され、今また自立支援法自体の見直しがかかろうとしている。そういった時代背景を敏感に取り入れ、岡崎市においても障害福祉に市としての強い協力体制が必要と考える。</p>

